

Vol. 20 No. 82 2024年3月

水質汚濁防止法に係る水質環境基準が改正されます。 「六価クロム」および「大腸菌数」

令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が交付されました。変更内容は以下の通りです。

1) 六価クロムについて

水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項に定められる地下水の水質浄化措置命令に関する六価クロム化合物の浄化基準が0.02 mg/Lになります。

また、排水基準を定める省令第1条に定める排水基準の六価クロム化合物に係る許容限度が0.2 mg/Lになります。

○六価クロムに係る基準

	新たな基準値	現在の基準値
地下水の水質浄化措置命令	0.02 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
排水基準	0.2 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

2) 大腸菌数について

排水基準を定める省令に掲げられている大腸菌群数が大腸菌数に改正され、その許容限度が800 CFU/mLになります。

これらの改正は令和4年4月に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の六価クロム、大腸菌群数に係る環境基準が改正された内容を受けたものとなります。

施行日は以下の通り。

六価クロム：令和6年4月1日

(電気メッキ業に属する特定事業場は暫定排水基準として0.5 mg/lが3年間適用されます。)

大腸菌数：令和7年4月1日

詳細は環境省の交付する省令をご覧ください。

令和4年4月に施行された環境基準の大腸菌数の基準値を下表に示します。現在定められている河川や湖沼等の大腸菌数の基準値の単位は「CFU/100mL」となっています。河川等の環境基準は100mL当たりの大腸菌数ですが、今回改正される予定の排水基準の単位は「CFU/mL」で排水1mL当たりの大腸菌の数になっていますので、単位の違いにご注意ください。

○大腸菌数に係る環境基準

類型	新たな環境基準値 (大腸菌数)	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
河川・湖沼 AA類型 (水道1級、 自然環境 保全)	自然環境保全 200CFU/100mL 以下	自然環境保全(人為的な ふん便汚染が極めて少な い地点)の実体及び水道 1級の水道原水の実態か ら基準値を導出。
	水道1級 100CFU/100mL 以下	
河川・湖沼・ 海域A類型 (水道2級、 水浴、自然 環境保全)	水道2級(河川・湖沼) 水浴(河川・湖沼・ 海域) 300CFU/100mL 以下	USEPAの水浴水質基準及 び水道2級の水道原水の 実態から基準値を導出。 海域の自然環境保全は、 自然公園等に指定されて いる海域の大腸菌数の実 測値から基準値を導出。
	自然環境保全 (海域) 20CFU/100mL 以下	
河川B類型 (水道3級)	1000CFU/100mL 以下	水道3級の水道原水の実 態から基準値を導出。

【編集後記】

令和6年の年初は、能登半島地震が発生したり、羽田空港で航空機事故が発生したり、驚くニュースで始まりました。友人に災害救助犬のボランティアをしているドッグトレーナーがいます。今回の地震で災害救助の要請を受け、災害救助犬を連れて能登半島で救助活動をしたそうです。平野が少なく細長い能登半島での救助活動は、移動がとても大変だったと聞きました。地面の隆起や液状化現象で道路網が寸断されてしまったため、自衛隊や重機などとともに、道路を仮設しながら救助現場を移動したそうです。未だ、発見されない不明者もいるようです。一日も早い復興を願うばかりです。 柿沼範洋

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壤・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器他)



平成理研株式会社は
環境マネジメントシステム ISO14001:2015
の認証取得事業所です。

環境科学センターは
品質マネジメントシステム ISO9001:2015
の認証取得事業所です。